

## 電気供給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
5.供給約款の変更 (1)	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間をおいて当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。なお、13.(料金)の別紙 I にかかわる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間をおいて当社のホームページに掲示する方法または<u>電子メールの送信その他</u>当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。<u>この場合の供給条件は、変更後のこの供給約款によりま</u>す。なお、13.(料金)の別紙 I にかかわる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>
5.供給約款の変更 (2) ロ	<p>ロ 需給契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p>	<p>ロ 需給契約締結後の書面交付を行う場合には、<u>電子メールの送信その他</u>、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号<u>のみ</u>を記載します。</p>
7.需給契約の成立および契約期間 (2)(3)(4)	<p>(2)契約期間は需給契約が成立した日から、<u>使用開始日以降 1 年後の日までといたします。</u></p> <p>(3)契約期間満了に先だって、お客さま、または当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、<u>需給契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</u></p> <p>(4)<u>最低利用期間は 14 (料金の適用開始の時期) で定める料金の適用開始日以降 1 年後の日までといたします。最低利用期間内に、需給契約が消滅した場合、当社が定める期日までに解約事務手数料として 37 (供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算) で定める額を支払っていただきます。</u></p>	<p>(2)契約期間は需給契約が成立した日<u>以降、需給契約を解約した日までといたします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

13.料金(1)	(1)料金は、別紙 I に定める従量電灯での契約は最低料金、低圧電力での契約は基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、支払期日までにお支払いいただきます。	(1)料金は、別紙 I に定める従量電灯での契約は最低料金、低圧電力での契約は基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、 <u>別表 2 (1) (燃料費調整額の算定) によって算定された燃料費調整額、および、別表 3 (1) (ユニバーサルサービス調整額の算定) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。</u>
18.料金の算定(1)ロ	新設	<u>ロ 需給契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u>
18.料金の算定 (3)(4)(5)	(3) (1) イの場合、基本料金、最低料金に関しては日割計算いたします。その算定方法は、基本料金額、最低料金に供給した日数を乗じ、30 日で除した金額とします。 (4) (1) イの場合の電力量料金については、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割計算いたします。その算定方法は、次表のとおりとします。 (5)再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定いたします。	(3) (1) イ、 <u>ロ</u> の場合、基本料金、最低料金に関しては日割計算いたします。その算定方法は、基本料金額、最低料金に供給した日数を乗じ、30 日で除した金額とします。 <u>また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。</u> (4) (1) イの場合の電力量料金については、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割計算いたします。 <u>(1)ロの場合の電力量料金については、需給契約種別が変更になる場合、料金の変更があった日の前後の期間に応じて料金適用上の電力量区分を日割計算いたします。その算定方法は、次表のとおりとします。</u> (5)再生可能エネルギー発電促進賦課金については、 <u>(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定いたします。(1)ロの場合は、需給契約種別が変更になる場合、料金の変更があった日の前後の期間に応じて算定いたします。</u>

<p>20.料金その他の支払方法</p>	<p>(8)当社は、お客さまからの<u>申し出があった場合には、料金の支払証明書を書面にて発行し、1通につき次の手数料をご負担いただきます。支払証明書は需要場所における1需給契約ごとに1通発行することとし、支払証明書1通に記載する対象期間は該当年度分の4月から3月までといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="424 528 890 629"> <tr> <td>支払証明書 1通につき</td> <td>800 円 (税込)</td> </tr> </table>	支払証明書 1通につき	800 円 (税込)	<p>(8)当社は、お客さまからの<u>申し出により発行する書面の発行手数料として以下に定める金額を申し受けます。なお、コンビニ振込票につきましては、電気料金等のお支払が、お客さまが指定した方法により所定の期日に完了しなかったときに当社が発行する場合を含みます。</u></p> <table border="1" data-bbox="940 528 1422 819"> <tr> <td>電気料金等のお知らせ 1通の郵送につき</td> <td>110 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書(需要場所における1需給契約ごとに発行) 1通につき</td> <td>800 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>コンビニ振込票発行</td> <td>330 円(税込)</td> </tr> </table>	電気料金等のお知らせ 1通の郵送につき	110 円 (税込)	支払証明書(需要場所における1需給契約ごとに発行) 1通につき	800 円(税込)	コンビニ振込票発行	330 円(税込)
支払証明書 1通につき	800 円 (税込)									
電気料金等のお知らせ 1通の郵送につき	110 円 (税込)									
支払証明書(需要場所における1需給契約ごとに発行) 1通につき	800 円(税込)									
コンビニ振込票発行	330 円(税込)									
<p>37.供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算</p>	<p>(1)<u>お客さまが電気の使用を開始後、契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、託送約款に基づき当社が送配電事業者より精算金を請求された場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(2)<u>7 (需給契約の成立および契約期間) で定める最低利用期間内に、需給契約が消滅した場合には、当社が定める期日までに以下の額 (以下「解約事務手数料」といいます。) を支払っていただきます。</u></p> <table border="1" data-bbox="424 1491 922 1592"> <thead> <tr> <th>手数料名</th> <th>金額 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約事務手数料</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料名	金額 (税込)	解約事務手数料	2,000 円	<p>お客さまが電気の使用を開始後、契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、託送約款に基づき当社が送配電事業者より精算金を請求された場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(以下削除)</p>				
手数料名	金額 (税込)									
解約事務手数料	2,000 円									
<p>38.解約等(5)</p>	<p>(5)当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者による電気の供給が停止される場合があります。その場合お客さまは<u>送配電事業者および、みなし小売電気事業者 (旧一般電気事業者の小売部門) に対し最終保証供給・特定小売供給を</u>申込む必要があることにあらかじめ同意していただきます。</p>	<p>(5)当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者による電気の供給が停止される場合があります。その場合お客さまは(削除)みなし小売電気事業者 (旧一般電気事業者の小売部門) に対し(削除)申込む必要があることにあらかじめ同意していただきます。</p>								

別表2 燃料費調整(1) 燃料費調整額の算定 イ

- ・(1)換算係数「 $\gamma$ 」の追加にともない、平均燃料価格の算定式を変更。

変更前	変更後
平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta$ A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格	平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格。

- ・(2)係数の変更

変更前			変更後		
$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
0.2410	1.1282	-	0.0065	0.1632	1.1152

別表2 燃料費調整(1) ロ 燃料費調整単価

- ・基準燃料価格の変更

変更前	変更後
25,100 円	81,500 円

別表2 燃料費調整(2)基準単価 イ、ロ

- ・基準単価の変更

イ 従量電灯の場合 (以下のみ)

		変更前	変更後
基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円10銭0厘	2円72銭8厘
電力量料金	上記を超える1キロワット時当たり	31銭0厘	27銭3厘

ロ イ以外の場合

変更前	変更後
31銭0厘	27銭3厘

別表3. 離島ユニバーサルサービス調整

- ・沖縄電力が離島ユニバーサル調整を導入するにともない新設

3 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

#### イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の計量日から 翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

## ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス単価を適用して算定いたします。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

#### イ 従量電灯の場合（以下のみ）

基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘

ロ イ以外の場合

1キロワット時当たり、以下のとおりとします。

沖縄	2銭6厘
----	------

以上